

第 1 1 1 号議案

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 9 年足立区条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表商業複合地区 A の項アの欄に次のように加える。

- 1 0 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 1 1 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

別表商業複合地区 B の項中

「

- | |
|--|
| <p>7 主要区画道路 1 号に面する 1 階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 の 3 各号に掲げるもの(2) 事務所(3) 診療所、病院 |
|--|

- (4) 保育所、児童厚生施設
- (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- (7) ホテル又は旅館

を

「

- 7 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 8 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物
- 9 主要区画道路1号に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物
 - (1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの
 - (2) 事務所
 - (3) 診療所、病院
 - (4) 保育所、児童厚生施設
 - (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (7) ホテル又は旅館

」

に

」

改め、同表業務複合地区の項アの欄に次のように加える。

- 5 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客

に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）

別表工場業務地区の項アの欄に次のように加える。

- 10 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）

別表駅前地区 A の項中

「

- 2 足立区画街路第 11 号線に面する 1 階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物
- (1) 建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるもの
 - (2) 事務所
 - (3) 診療所、病院
 - (4) 保育所、児童厚生施設
 - (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (7) ホテル又は旅館
 - (8) 駐輪場
 - (9) 駅舎

を

」

「

- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授

する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)を営む建築物

4 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物

- (1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの
- (2) 事務所
- (3) 診療所、病院
- (4) 保育所、児童厚生施設
- (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- (7) ホテル又は旅館
- (8) 駐輪場
- (9) 駅舎

に

改め、同表駅前地区Bの項中

「

2 足立区画街路第11号線に面する1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物

- (1) 建築基準法施行令第130条の5の3各号に掲げるもの
- (2) 事務所
- (3) 診療所、病院
- (4) 保育所、児童厚生施設
- (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物

」

(7) ホテル又は旅館

(8) 駐輪場

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 戸建住宅、長屋

(2) 敷地の形態上及び建築物の安全上やむを得ないと区長が認めたもの

を

「

2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）

3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

4 足立区画街路第 1 1 号線に面する 1 階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物。ただし、戸建住宅、長屋又は敷地の形態上及び建築物の安全上やむを得ないと区長が認めたものについては、この限りでない。

(1) 建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 の 3 各号に掲げるもの

(2) 事務所

(3) 診療所、病院

(4) 保育所、児童厚生施設

(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物

(7) ホテル又は旅館

に

(8) 駐輪場

改め、同表幹線道路沿道地区 A の項、幹線道路沿道地区 B の項、住工共存地区 A の項及び住工共存地区 B の項アの欄を次のように改める。

- 1 風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第 6 項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。